

CONTENTS

特集／文化財の公開活用の推進

巻頭言	文化財の保存と活用	崎谷康文	4
座談会	文化財公開活用の新たな展開	片山 堯/濱田直嗣/早川智明/鷲塚泰光/三輪嘉六(司会)	6
公開活用の事例	1. 奈良国立博物館	河原由雄	12
	2. 広島県立歴史博物館	菅波哲郎	13
	3. 八戸市博物館	古里 淳	14
	4. 福岡市博物館	田鍋隆男	15
	5. 栗東歴史民俗博物館	佐々木進	16
	6. 根津美術館	西田宏子	17
解説	公開承認施設及び公開事前届出承認施設		18

連 載

● 随 想／四季を楽しむニホンザル	岩合光昭	20
● 地域からの文化発信／博物館・美術館紹介㉔	静岡県立美術館	22
● 後世に残そう我が県の文化財㉔／山形県	旧県庁舎及び県会議事堂 紙本金地著色洛中洛外図	25
● 芸術文化活動でまちづくり㉔	長野県飯田市「人形劇カーニバル飯田」	28
● 著作権法講座Q&A／22		31

ACA(Agency for Cultural Affairs)NEWS

・新国立劇場、いよいよ今年、開幕／	32
・平成8年度 文化勲章受章者・文化功労者決定	36
・第43回 文化財防火デー	39

イベント案内

・奈良国立博物館「経塚出土陶磁展 3」／40	・芸術文化振興基金ニュース／46
・東京国立近代美術館「北脇昇展」／41	・2月の国立劇場／47
・京都国立近代美術館「甲斐庄椿音展」／42	・表紙解説／編集後記／48
・国立国際美術館「寓意と幻妖 齋藤真成展」／43	
・「第14回 日本伝統漆芸展」／44	

文化財の公開活用の推進



濱田直嗣氏

公開承認施設として承認をいただければ、あとはいちいち公開許可申請をしなくても公開できるということで、大変良い制度だと思います。

公開許可申請は、なかなか所有者の承諾書が得られないため間際になってしまったり、展覧会の準備が滞るなど手続的な困難性もありましたので、今回それらの解決の途が開かれたことは大変ありがたく、また歓迎すべきことだろうと思います。

三輪 埼玉県立博物館での文化財の公開に対する取り組み方、企画に対する基本的な考え方はいかがですか。

早川 総論的に申し上げますと、これまでは文化財の公開でいろいろな問題に関して文化庁にお邪魔をして指導を受ければ済んでいたことが、今後は自分達で判断をしなければいけない。そういった意味で相当の専門性も要

三輪 本日は大変お忙しい中をご参集いただき、ありがとうございます。

最近、国民の文化財に対する関心の高揚を背景として博物館、美術館、資料館といった施設が全国的に非常に増えてきております。そうした状況の中で、今日のテーマであります国指定文化財、つまり国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財等の、主に動産文化財ですが、それらの公開活用の促進が大きな課題になっております。

文化財保護法では、重要文化財の所有者あるいは管理団体以外の者が重要文化財を公開しようというときには、あらかじめ文化庁長官の許可を得ることになっておりまして、これまでに、この公開の許可を受けて公開を行った施設は、約四〇〇館に達しています。

保護法には、この公開許可の例外として、文化庁長官があらかじめ承認を行った博物館等については、国の機関あるいは地方公共団体が主催する展覧会等で重要文化財を公開するときに、事前の届出によって公開を行うことができるとなっております。昨年八月に「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開にかかわる博物館その他の施設の承認に関する規程」を定めて、この制度を発足させたところです。

ご存じのように、昨年文化財保護法の一部が改正され、一〇月一日から施行されており

ますが、今回の法改正では、この例外措置をさらに拡大して、重要文化財の公開を届出によって行うことができる主催者に、文化庁長官が承認を行った博物館その他の施設の設置者、つまり「公開承認施設」の設置者を加え、届出についても公開終了後二〇日以内に届け出ればよいということになりました。

重要有形民俗文化財についても、同様の趣旨で事前届出の例外として事後の届出による公開の途を開いたところです。

事前のお話はこのくらいにして、まずは各館の実状を踏まえながら、文化財の公開活用についてお話しただければと思います。

鷲塚 文化財鑑査官から説明がありましたが、昭和二十五年から既に保護法の条文には「施設の承認」という言葉があつたわけです。長官が公開を承認した施設。私も長い間この制度が推進されることを待ちわびていたわけです。

求されると思いますが、自分たち自身で相当な自己規制というか自主的な規制をしていかなければならなかったと感じております。

私どもの企画展については、主として埼玉が主体になるテーマのものが多いのですが、一方、一般の方々の最近の関心というのは、日本的といえますか国際的といえますか、より大きなテーマに興味を持たれるようになってきていますし、関心も大変高くなってきています。私どもの博物館で、この一〇年ぐらゐの間に三十数回の特別展を開催しているうち、そうした広い視野に立ち重要文化財を公開したのは一回になりましたが、それらがやはり大きな関心を集め、観覧者数も多かったと思っております。

三輪 濱田館長のところはいかがでしょう。濱田 一一年前に新しい館に建てかえをしまして、要望にこたえられるような館に脱皮したというか拡大したわけです。

開館以来、歴史と美術をテーマとしてきた館ですから、開館記念展に御物、国宝、いろいろなものが来たのをはじめとして、その後年に二回から三回、自主企画展あるいは巡回展を開く中で、特にこの一〇年来は指定文化財をあわせて公開しています。

最近企画展が大型化しておりまして、それに対応するには、二、三年前から出品のお願いをしておかないと、テーマに沿ったも

座談会

文化財公開活用の新たな展開

〈出席者〉 ●瀬戸内海歴史民俗資料館長

片山 堯

●仙台市博物館長

濱田直嗣

●埼玉県立博物館長

早川 智明

●東京国立博物館次長

鷲塚 泰光

●文化庁文化財鑑査官

(司会) 三輪 嘉六



のが整わないという状況が続いております。そんな中で、指定文化財級のものを入れた展覧会は、市民、県民に喜んでいただいております。

三輪 確かに重要文化財の出品は、展覧会の構成上大きな意義をもつ場合が多いですね。濱田 企画に当たった際の基本的な私どものスタンスは、まず、仙台・東北の美術なり歴史には何があるかを探ることです。他方で仙台・東北の人たちにさまざまな形で日本的なあるいは世界的なものを見てもらう必要もあるわけで、今回の規制緩和によって、さらに充実した企画展が開催できるのではないかと思っています。

ただ、埼玉の早川館長さんがおっしゃったように、指定文化財を貸し出すのに、今までは文化庁の承認があつたから出せばいいというところで、割に気軽に出していたのですが、今後は自分たちの地域の文化財の現状を常に把握しておく必要があると考えております。三輪 従前もあつたわけでしょうが、他方で違った面の責任も生じてくるということですね。

濱田 近年、学芸員の資質の向上のためのさまざまな試みが行われていますが、そういったものとあわせて進めていただければ、よりよい公開活動になるかと思えます。

片山 堯氏



三輪 瀬戸内海歴史民俗資料館は、歴史民俗資料館の比較的初期の館ですが、特に民俗文化財という視点から片山館長のご意見を伺いたいと思います。

片山 今回の法改正は、どうしても重要文化財に視点がいきそうな感じなんですけれども、私どもは、重要有形民俗文化財として国の指定をいただいた文化財についても、保存、活用に努めているわけでございます。

開館をいたしまして、既に二十数年たっているわけでございますが、設立当初から国指定文化財を常時公開していくという運営をやってきました。展示のための場所というよりも、収蔵庫を兼ねた展示のスペースという取り組み方で来ておりますから、どうしても常設展示が基本になっております。

私どもも、年に二回程度、通算いたしますと六〇回くらいの企画展を行ってきました。

早川 公開活用の促進ということを始めて考えますと、当然保存科学・技術の専門性を持った人を博物館側に配属する必要があると思います。国としては、人材の養成が求められてくると思いますが、私のほうでも、そういった人材を一日でも早く採用しなければと考えております。

三輪 片山先生のほうはどうですか。

片山 今一番の課題と思っておりますのは、有形民俗文化財をどういう形で適切に保存していくのが望ましいのかということです。

薬製品とか竹製品、素材はさまざまで、それも収蔵庫に収蔵しているだけでも朽ちていくという性格のものが大半でございます。それを一方で公開、同時に一方で保存していかないとけない。

まして最近ですと、そういう資料を扱える職人さんがいなくなってしまう。それらをいかに維持し、保存していくかということが、一つの大きな課題としてあるわけです。驚塚 我々博物館も同じなんです、コンサバターの地位の向上と人材の確保ということが非常に重要な課題だろうと思いますね。

三輪 濱田先生のところはいかがですか。

濱田 海外展で、あちらからお借りした時に、修復担当スタッフが揃っていること。ちゃんと整えて、絵の具の補修から裏打ちまで何でもしてくれている。そういう状況を実際に見

ます。これは新しく収集した民俗資料などを中心にご覧いただく、あるいは専門職員が研究の過程で到達した範囲のものを、テーマに合わせてご覧いただくような企画展でございまして、比較的地味でございます。

ただ、専門の方々とすとか、大学関係の先生方にとっては、注目をいただくようなものの積み重ねであったように思います。

驚塚 重要文化財等の特別展での活用は、かなり前もって連絡をとっておかないと、競合が起きたりすることがありますので、公開が活発になればなるほど、臨時に拝借しての公開がスムーズにいくような方策をとる必要があると思うんです。

現在、保護法第四八条の文化庁長官の勧告又は承認による出品を受けている館の方々が年に一度集まって展覧会企画、開催時期等について話し合いを文化庁主催で行っています。これが公開承認施設が増えるということになると、その連絡調整の機会といえますが、情報交換の場を文化庁あたりで音頭をとって設定していただく大変やりやすくなるのではないでしようかね。

三輪 次に、社会的な状況なども大きく変化するし、ユーザー側のニーズも多様化しているという状況の中で、予算等を含めて各館どういう取り組み方をされているのかをお話し願います。

三輪 学芸員に対して再教育をどうしていくかというのは、文化庁側でも現在検討しているところです。

文化財の公開の促進は、今や大きなテーマであります。保存という部分は、それに必ず連動していく必要がありますし、保存修復担当は、確かにこれから博物館の体制の中に取り込んでいかなければならない職種だと思っております。

驚塚 修理費の問題ですが、日本の美術品というのは、修理を繰り返すことによつて命脈を長らえているわけですから、そこを絶対に忘れないようにしたいですね。

三輪 そうですね。おっしゃるとおりで、その認識を前提とした活用でなければならぬと思います。

*

*

三輪 さて、現在、文化庁では、ミュージアムプランとっておりますが、①人材の養成、②収蔵品の充実、③普及活動の充実、④国際交流、⑤展示の充実などの博物館や美術館の運営面の充実を図るための施策を展開していると考えているわけです。

重要文化財や重要有形民俗文化財などの指

ればと思います。

早川 先ほど申し上げましたように、一般の方々の関心が非常に向上して、要求されるものも、遠路、貴重なものを運んでくるというようなことが数多く出てくる。一方で地方公共団体も財政難で、予算的な面では非常に厳しく制約されているということがあります。そこで、活路を見いだすため、他の機関との共催も考えています。

三輪 重要文化財や重要有形民俗文化財などの指定文化財をどんどん公開していくというのは、一方で予算的な面にも影響を与えていくところがあるわけですね。

濱田 館の予算的レベルは、県立、市立、私立いろいろあると思いますが、展覧会の大型化がどうしても進んでいます。共催という形でやれているんですが、共催の相手側から、より多くの指定文化財の公開を要望されるということがあります。

身の周りのものだけを展示する展覧会構成となると、関心と呼ぶのは難しいものですから、大型の催し物をどういう形で運営するかというのが、今後の課題の一つかと思えます。

三輪 先ほどの館としての責任ということと関連しますが、公開が促進されてくるとすれば、一方には保存という責任も当然出てくるわけですが、それに応じた管理・運営面での対応はいかがでしょうか。



驚塚泰光氏

定文化財の公開活動の推進についても、この施策の柱となっていくわけですが、このプランについて、特に今後の展望と方策についてご意見をいただきたいと思えます。

驚塚 いずれも重要なのですが、普及活動の充実については、これは教育というニュアンスを強めて、博物館教育的なものを増やしていくというのが重要であろうと思います。

今まで日本では美術の創造教育が主体で鑑賞教育というのがほとんどなかった。これに対する反省の意味も込めて、教育部門の充実をぜひ図っていく、それによつてさらには指定文化財等の活用も適正に行われるようになるのではないかと一貫した感じが非常に強いんです。

三輪 つまりユーザー側に対する教育活動の充実ということですね。

驚塚 我々に寄せられる投書で一番多いのが、

文化財の公開活用の推進

文化財の公開活用の推進



三輪鑑査官

する次第でございます(笑)。
三輪 濱田先生のところはいかがですか。
濱田 私どももそういう機会がふえれば、対応する努力をさせていただきますと思います。それとあわせて国立館による巡回展のことですが、最近の巡回展は三館、四館一緒に非常におもしろいし、その際に里帰りというのも結構多くございました。
三輪 民俗文化財のほうでは、公開の推進というのはいかがですか。
片山 現に私どもの資料を使いたいとおっしゃって、年間に幾つかお貸しをする形で利用はしていただいております。
三輪 文化財の公開活用の推進については大方賛意を示していただけると理解してよろしいわけですね。
 ただ、これには保存上のいろいろな責任の問題が、当然各館にも生じてくると思われま

すが。
濱田 やはり所有の館が正確に把握して、管理については文化庁の側より、むしろこちら側の責任が重くなるわけですね。
三輪 こういう流れがどんどんできていけば、将来的にはどの館がどういう文化財を公開しているかという各館の情報を、インターネット等で入手することも可能になる。
 つまり、重要文化財の公開状況が年間を通じて把握できるというのも、これからの姿だと思えます。そういうことのきつかけにもなってくるだろうと思います。
 これは博物館としては当然持っていないけれども、必要な情報は必ずありますが、意外に達成できていないのが現状ですね。
濱田 公開した情報が二〇日後にはそれぞれ文化庁に集約されるわけですね。
驚塚 おっしゃるのは、恐らく展覧会歴のことだと思うんです。活用歴というか。
濱田 はい、そうです。
驚塚 それの把握は、今まであまりできていません。そういう情報が得られれば、例えば借りようと思ったとき、去年の何月から何月まで公開しているから、ちよつと無理だろうとかという判断の材料になりますね。
三輪 個々の文化財についてのカルテの構築というのは、これからの大きな課題です。この文化財をいつ何日間、どこで公開して、ど

こが修理されてというような情報について個々の文化財のカルテがこれからどんどん構築されていく。そうすると、それを見ていただければ、各博物館で、これはそうあまり使えないなとか、これは展示期間を制限しようとか、保存を考えた自己規制も生じてくるし、公開によって生じる保存上の問題のいくつかは、おのずからクリアできると思っています。
 そのためにも、人材の養成だとか取り扱ひの問題だとかも、さまざまな問題が派生的に当然出てくると思います。今回の重要文化財あるいは重要有形民俗文化財の公開活用の推進というのには、ある面ではいろいろな効果を生み出すわけで、各館におかれては的確な運用をお願いしたいと思うわけです。
驚塚 国際交流のことがあまり出なかったの一言申しますと、重要文化財は輸出を禁止されているわけですが、文化の国際交流の場合には例外とされています。今までは文化財保護審議会に諮問する必要があったので大変時間がかかったわけですが、法改正によって、長官の判断でそれが可能になったわけですね。
 これは国際交流上、非常に大きいメリットなので、大歓迎したいと思っております。
三輪 予定されていた時間になりましたので、今日の座談会を閉じさせていただきます。長時間にわたって貴重なご意見やご提言をいただきありがとうございました。

まず説明書の字が小さいということ。次が説明不足、また説明はあつても難しくて何を言っているのかわからないということです。
 一つの例ですが、東京の国立近代美術館で子ども用にカードを配っているんです。その裏の説明を書いたのは、小・中学校の美術の先生なんです。確かに非常にわかりやすい言葉で書いてある。基本的な材料提供は、当然、学芸員がやらなければいけません、そういう外部の方の応援も得なければ、より皆さんに親しむ、また楽しんでいただける博物館、美術館になるのではないかと気がします。
早川 平常の学校の授業の中で取り組んでいけるような施策が必要でしょう。我々の側でも積極的に学校側と連携していく方法を考えていくべきであると思っています。
 学校教育の中で博物館を利用する。文化財を自分の目で鑑賞して知識や感覚を身につけていくということ、子どもの成長過程の中で、二回やつたのと、やらないのでは、教育上ずいぶん違う結果が出てくると思うんです。

片山 当館でも学習シートをつくったり、学年に応じた指導プランを提供する体制はとっています。また、教師用の手引きを用意しているところもある。
 しかし、もつと文化財教育あるいは人間教育という面から、学校教育の中で鑑賞の機会を、博物館での学習の機会を促進するような施策を、何かお考えいただけないかと思うわけです。
驚塚 私どもでは一昨年、ドイツで美術館教育の訓練を受けた人を採用したんです。そういう人が、例えばスライドのワンセットを持って、学校へ出かけて、いろいろな説明をしたり美術教育をするという方向へ持っていくべく努力しているところです。
三輪 五番目の「展示資料の充実」というところですが、これはかねてからこの館でも考えられていることですが、重要文化財の公開承認施設数を増やしながら、一方で文化財保護法第四八条の、文化庁長官による出品の勧告や承認を行う制度を活用して、展示資料でもある重要文化財の積極的な公開活用を図るというのが、ミュージアムプランの一つの大きな柱ですが。
驚塚 資料が増えるというのは一番いいことなんです、重要文化財になると非常に高額ですし、それはおいそれといきませんので、内容充実のためには少しでも寄託品を増やす努力が必要だと思います。
三輪 確かに、公開に伴う経費の問題があるわけですね。
早川 今、私のほうでも文化庁長官の勧告や承認による出品ができる博物館として、勧告が二件、承認七件、寄託一件、全部で一〇件

を交代で展示させていただいておりますが、この展示効果はきわめて高いものがあります。出品する重要文化財を量的にもう少し増やしていくことが可能ならば、私どもとしてはそれらを大いに活用させていただきたいと考えております。
三輪 公開についての制度改正をしたわけですが、これが一つのきつかけで人材の養成にもなってくるし、一方で体制の充実にもつながってくるという理解でよろしいでしょうか。
早川 そうですね。
驚塚 保護法を読みますと、勧告・承認による出品のための経費の一部負担を文化庁ができることになっておりますね。ですから、そつちのほうも予算の充実が図られれば、館にあまり負担をかけないで、それが賄えるようになる可能性もあります。
 そういう意味で、ぜひ予算の裏づけを陳情



早川智明氏

表紙解説

煉瓦製造施設（北海道江別市野幌）^{のっぽろ}

撮影／三沢博昭

煉瓦は、我が国の近代化とともに建造物に多用されるようになった建設材料である。かつて国内には多くの煉瓦造の建造物があり、煉瓦製造工場も多数あった。しかし、明治24年（1891）の濃尾大地震や大正12年（1923）の関東大震災で煉瓦造の建築物に大きな被害が出たため、鉄・コンクリート等にとってかわられ、煉瓦造の建造物は近年あまり見かけなくなってしまった。また、外国から廉価の煉瓦が輸入されるようになったこともあって、煉瓦製造工場の数も減ってしまった。

江別市野幌は、現在も国産の煉瓦を製造している地域のひとつである。この地での煉瓦製造は、第2次世界大戦の戦時下に木材・鋼材等の建設材料が不足した折、それを簡便に製造できる煉瓦で補おうとしたことを契機に盛んになった。写真は北沼煉瓦合資会社の旧工場で、煙突や壁が終戦直後、屋根が昭和30年頃の建設と伝える。何気なく見かける町工場や煙突でも地域の歴史を語る資産となり得ることを理解していただければ幸いである。

さて、江別の煉瓦製造隆盛の理由から明らかにように、煉瓦は粘土等の身近な資材を用いて簡便に製造できる建設材料である。このため煉瓦は、「環境にやさしい素材」として近年再び見直されつつある。（文化財保護部建造物課文化財調査官 後藤 治）

編集後記

あけましておめでとうございます。本年も『文化庁月報』をよろしく願います。

昨年私は、イタリア・フランスを旅行しました。10日間という短期間のスケジュールはかなりハードでしたが、美術館や博物館、教会等で、たくさんの絵画や美術品を鑑賞しました。フランス料理やイタリア料理もたくさん食べ、陽気で親切な人々と接することもできました。今でも思い出は鮮明で、刺激や充実感が残っています。私の中にある美しかった、おいしかったという思い出は、芸術・食・習俗など、様々な“文化”に触れた感動と結びついているのです。

イタリア・フランスとも、また必ず訪れたいと思っています。

ところで、静岡県立美術館もまた訪れたい場所の一つです。私の実家のすぐ近くにあり、これまでに何度か行ったことがありますが、今月の博物館・美術館紹介を読み、美術館の顔であるコレクションをはじめ、あらゆる構想が、熟考されたものであることを改めて感じました。身近な文化にも十分に触れ、感動を得られる一年になることを願っています。（♡）

文化庁月報 1月号（通巻340号）

平成9年1月25日印刷・発行

編集—文化庁

〒100 東京都千代田区霞が関3-2-2

発行—株式会社ぎょうせい

本社 〒104 東京都中央区銀座7-4-12

本部 〒167-88 東京都杉並区荻窪4-30-16

電話 編集 03(3571)2126

販売 03(5349)6666

振替口座 00190-0-161

印刷所—㈱行政学会印刷所

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、筆者個人の見解であることをお断りいたします。

定価530円（本体515円）送料76円

年間購読料6360円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先

㈱ぎょうせい営業第一課宣伝係

電話03(5349)6657（ダイヤルイン）

©1997 Printed in Japan

ISSN 0916-9849

本誌は本文用紙に再生紙を使用しております。